

平成27年白老町議会第1回定例会4月会議会議録（第1号）

平成27年 4月27日（月曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午前11時00分

○議事日程 第1号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 行政報告について
- 第 4 議案第 1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第 3号 財産の取得について
- 第 7 報告第 1号 専決処分の報告について
（平成26年度白老町一般会計補正予算（第12号））
- 第 8 報告第 2号 専決処分の報告について
（白老町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 第 9 報告第 3号 専決処分の報告について
（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○会議に付した事件

- 議案第 1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3号 財産の取得について
- 報告第 1号 専決処分の報告について
（平成26年度白老町一般会計補正予算（第12号））
- 報告第 2号 専決処分の報告について
（白老町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について）
- 報告第 3号 専決処分の報告について
（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○出席議員（11名）

1番 氏家裕治君	2番 吉田和子君
3番 斎藤征信君	4番 大淵紀夫君
5番 松田謙吾君	7番 西田祐子君
9番 吉谷一孝君	10番 小西秀延君
11番 山田和子君	12番 本間広朗君
14番 及川保君	15番 山本浩平君

○欠席議員（2名）

8番 広地紀彰君	13番 前田博之君
----------	-----------

○会議録署名議員

1番 氏家裕治君	2番 吉田和子君
3番 斎藤征信君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	戸田安彦君
副町	長	白崎浩司君
副町	長	岩城達己君
教	長	古俣博之君
総務課	長	大黒克巳君
財政課	長	安達義孝君
企画課	長	高橋裕明君
経済振興課	長	本間力君
農林水産課	長	石井和彦君
生活環境課	長	山本康正君
町民課	長	畑田正明君
税務課	長	南光男君
上下水道課	長	田中春光君
建設課	長	竹田敏雄君
健康福祉課	長	長澤敏博君
高齢者介護課	長	田尻康子君
学校教育課	長	高尾利弘君

生涯学習課	長	武永真	君
子ども課	長	下河勇	生君
病院事務	長	野宮淳	史君
消防	長	中村	諭君
消防課	長	渡邊一	雄君
消防課	長	笠原勝	司君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長	岡村幸	男君
主査		増田宏	仁君
書記		葉廣照	美君

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日4月27日は休会日ですが議事の都合により特に第1回定例会4月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により議長において、1番、氏家裕治議員、2番、吉田和子議員、3番、斎藤征信議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議会運営委員会委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 議長の許可をいただきましたので、本日の会議再開前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告をいたします。

平成27年白老町議会第1回定例会は、6月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定に基づき、休会中にもかかわらず議事の都合により4月会議を開くことといたしました。

本委員会での協議事項は平成27年第1回定例会4月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして平成27年度一般会計補正予算1件、条例の一部改正1件、財産の取得1件の議案3件と専決処分の報告3件であります。

本日の再開前に担当課長から議案等の概要についての説明を受けた後、いずれも本日の議事日程とし4月会議の再開は本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを許可いたします。

戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） 平成 27 年白老町議会第 1 回定例会 4 月会議の再開に当たり行政報告を申し上げます。

初めに、しらおい食育防災センターにおける学校給食の提供開始についてであります。本年 2 月に完成した当センターは町内小中学校新学期からの学校給食提供開始に向けて旧施設からの移転準備を進め、今月 8 日から提供を開始いたしました。センター内で炊き上げたご飯や揚げ物のほか、今までの献立にはなかったサラダや和え物などがメニューに加わり、今まで以上にバラエティーに富んだ献立や栄養バランスのとれた学校給食の提供は、児童生徒や教職員から好評を得ているところであります。今後におきましても児童生徒の健康増進の一躍を担うべく学校給食の充実を図るとともにセンターの活用に努めてまいります。

次に、町立図書館の文部科学大臣表彰受賞についてであります。4 月 23 日に町立図書館が「平成 27 年度子ども読書活動優秀実践図書館」の文部科学大臣表彰を受賞しました。これは、文部科学省が子どもの読書活動を推進するため、すぐれた実践活動を展開する学校や図書館、団体・個人を表彰するものであります。町立図書館では平成 14 年度よりブックスタート事業を開始し、乳幼児への読み聞かせ会や幼稚園・保育園などへの文庫設置など、乳幼児から本に親しむ機会を提供しております。また、平成 17 年度からは教育委員会より学校司書を各学校へ派遣しているほか、平成 19 年度からは給食配送車や移動図書館車を活用し、学校図書館へ本を配送するなど学校図書館を支援する取り組みも行っており、これらの活動が高く評価されたものであります。

今後とも、「知の創造空間としての図書館」を目指し、読書活動の充実、図書館サービスの向上に努めてまいります。

なお、本 4 月会議には議案 3 件、報告 3 件を提案申し上げますのでよろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） 以上で行政報告を終了いたします。

◎議案第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 4、議案第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 1 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第 1 号でございます。議の 1-1 です。平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 1 号）

平成 27 年度白老町の一般会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算を総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,390 万 4,000 円を追加し、歳入歳

出予算の総額を歳入歳出それぞれ 90 億 8,390 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の追加は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 27 年 4 月 27 日提出。白老町長。

次のページをお開きください。2 ページ、3 ページの「第 1 表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございます。5 ページの「第 2 表 地方債補正」についても歳出のほうでご説明申し上げます。

次に歳入歳出事項別明細書につきましては歳出のほうから説明を申し上げます。10 ページをお開きください。3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費、臨時福祉給付金給付事業、3,222 万 9,000 円の増額補正でございます。今回の補正につきましては昨年度より行っている事業でございます。国の消費税増税に伴う影響による低所得者の世帯のために給付する事業でございます。3 節職員手当から 13 節委託料につきましては、事務費等それに伴うシステム構築業務委託料でございます。19 節負担金、補助及び交付金につきましては、今年度の交付金につきましては対象者 4,672 名を想定しておりましてその 90%、4,205 名分を計上したものでございます。本年度の単価は 6,000 円でございますので人数を掛けますと 2,523 万円の総額となります。昨年度はちなみに 1 万円の給付でございました。この事業につきましては一応 10 月実施予定としておりまして、受付は 5 月から来年の 2 月までを予定している事業でございます。23 節償還金、利子及び割引料 20 万 5,000 円につきましては、26 年度とり行った事業の最終的な不用額として、今回給付金を国に返還するための金額でございます。財源につきましては国庫補助金 3,202 万 4,000 円、ただいま申し上げた 20 万 5,000 円を一般財源として計上しております。

次に、2 項 7 目子育て世帯臨時特例給付金給付費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業 599 万 7,000 円の増額補正でございます。3 節の職員手当から 13 節の委託料までは事務費等システム構築業務委託料でございます。19 節負担金、補助及び交付金につきましては、今年度は 1,540 名を対象者として 1 人当たり 3,000 円でございます。合計で 462 万円の計上でございます。昨年は 1 万円の計上でございます。支給の対象者は 27 年 6 月児童手当の対象となる児童に対して給付がされる予定でございます。実施は本年度の 10 月の予定となっております。

次に、6 款農林水産業費、2 項 1 目林業振興費、特用林産物活用施設等整備事業 1 億 3,750 万円の計上でございます。この事業につきましては北海道の林業木材産業構造改革事業補助金を得て行う事業でございます。竹浦の協同組合しらおいファームさんが行う事業で菌床培養棟 3 棟ビニールハウス平屋建て、栽培ハウス 6 棟これも同じくビニールハウス平屋建て、給水施設、外構工事、電気設備、それからハウス冷暖房及び空調設備等、全体事業費は 2 億 9,700 万円でございます。借入金が 1 億 4,036 万円繰越金が 1,914 万円の事業でございます。この補助金が白老町に入り全額事業所のほうに移行する補助事業でございます。このあとの説明会が終わりましたら担当から詳細についてご説明申し上げます。

次に、10款教育費、2項1目学校管理費、小学校耐震化対策事業812万2,000円の計上増額補正でございます。この事業につきましては2学期より学校移転する竹浦小学校の耐震改修及び大規模改修に伴う工事の実施設計の事業でございます。財源につきましては90%を地方債730万円、残り一般財源が82万2,000円の事業となります。

次に、14ページでございますが5項社会教育費、3目図書館費、図書館運営経費5万6,000円の増額補正でございます。先ほどの町長より行政報告のとおり子ども読書活動優秀実践図書館として、文部科学大臣賞を受賞したものでございます。全国で45冠道内では2冠の受賞でございます。全額一般財源でございます。

次に、一般財源についてご説明申し上げます。歳入をお開きください。8ページ9ページでございます。19款繰入金、12目財政調整基金繰入金108万6,000円の繰り入れでございます。このあと専決でもご説明申し上げますが財政調整基金の昨年度の残高は2億2,146万円と後ほどご説明申し上げます専決での100万円が積み立てることによって残高は2億2,246万円でございます。そのうち今回108万6,000円を繰り入れることによりまして、残高が2億2,137万4,000円となります。これで補正予算の説明を終了させていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） 補正予算等の説明等の資料を説明したいと思っております。お手元に配布されております補正予算説明資料それから図面等がついたものが2部ございます。これにつきましては当日配布となりまして大変申しわけございませんでした。こちらの事業につきましては事業名が特用林産物活用施設等整備事業でございます。事業費につきましては1億3,750万円、国庫支出金でございます。事業目的につきましては協同組合しらおいファームこれは（有）フォーレ白老、（株）岩崎組、（株）白電社、（有）岩崎組農林、（有）白老設備工業の5社でつくっております協同組合でございます。こちらにつきましては近年の食の安全・安心等を求める消費者思考に伴ってスーパー等の取引先から引き合いが強くなってきてございます。その中で道産のシイタケの需要増が見込まれることから、施設の増設をするものでございます。施設を増設することによりシイタケの生産の増産が見込め新規の雇用増につながるものでございます。事業概要でございます。施設の増設及び付属機器等の整備を行います。栽培ハウス等9棟の増設のほか、冷暖房機械施設等の整備を行うものでございます。施設等の整備につきましては、6月に事業着手し12月末の完成を予定してございます。27年度の事業の内容でございますが①培養用建物3棟これは菌床培養棟でございます。別紙の図面の黄色い部分でかこんでいる3棟部分がこれに該当するものでございます。②発生用建物6棟これは栽培ハウスでございます。こちらにつきましては、紫色に囲んでございます別紙の図面6棟の部分でございます。③給水施設整備これは送水ポンプ室建物及び機械設備でございます。④外構工事これにつきましては、敷地造成、雨水排水工事、路盤舗装、外灯設備等でございます。⑤電気設備工事、⑥ハウス冷暖房・空調設備工事、これは温風暖房、冷房暖房となっております。事業費につきましては国庫支出金、林業・木材産業構造改革事業補助金1億3,750万円、自己資金、借入金1億4,036万円、自己資金1,914万円。これにつきましては補助金を除いた財源構成後の12%以上という規定がございます。合計で1億5,950万円事業の総計につ

きましては2億9,700万円でございます。それにつきましては、森林・林業基本法に基づき、特用林産物の振興を効果的かつ効率的に実施するための支援をしていく必要性から国は、林業・木材産業構造改革事業を創設し、都道府県が策定する林業・木材産業構造改革プログラムに即した各種事業を実施するものであります。本事業は事業主体が事業計画書を作成し所在市町村に要望するものでございますし、市町村は事業実施にあたり北海道へ補助金等の交付申請を行い事業完了までの事務手続を行うものであります。事業効果、達成目標の生産量につきましては現在702トンの生産がありますが、これが完成した段階では905トン、203トンの増加というふうになってございます。雇用創出は新規雇用者が12名を予定しており、総数で54名の雇用というふうになっております。生産額は現在3億2,400万円の生産でございますが、4億1,800万円、9,400万円の増額というふうになってございます。図面につきましては、先ほどご説明いたしました3棟、6棟の位置図でございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。11ページの前に3月補正でもお伺いしたのですが臨時福祉給付金のことについて伺います。きょうの説明で申請人数が4,670人で4,205人分の予算を計上したということですが、前回1,500人分を返還したということがありました。その1,500人分についての検証はされたかどうか、それを検証した結果の申請人数なのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。それともう1点、いま説明ありました特用林産物活用施設のことで内容的なことではなくて、雇用にもつながるということで、新規雇用が12名の予定ということですが、これは正職になるのかパートとか派遣社員とかそういう形になるのか、お伺いします。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 臨時福祉給付金のご質問でございます。今回、4,672人に対して予算的にはその90%、4,205人で補正を組ませていただきました。昨年約5,800人で見ておりましたが、実質かなりの人数が申請されてなかったという事実を踏まえて、今回、当方といたしましては、まず昨年も行いましたホームページそれと町の広報で同じように9月と12月に掲載を予定しております。先ほど財政課長のほうからもお話がありましたように一応9月から受け付けを開始予定ですので、それに見て見込んだ広報の開始を予定しております。それと、高齢者や障がいの方が実際に入所している施設等への申請の協力依頼という形での文書等の発送をさせていただく予定であります。そのほか在宅でいらっしゃる高齢者等の方につきましても、会合の支援事業所への協力依頼そういうことでできるだけ多くの方に申請をしていただくということを考えております。そのほか税務課のほうと協力いたしまして、今回27年度の道町民税の賦課決定が9月か6月ころになる予定でございます。それが決定を受けてから担当のほうで税務課と協力いたしまして該当するであろうと思われる方、こちらのほうに臨時福祉給付金の概要と申請書を送付させていただく予定であります。それによって昨年までは各出張所や役場においていた申請書を発送することによって申請をできるだけしやすい方法をやっていた形でございます。これは一応8月をめどに

送付を予定しております。そのほか2月までの受付期間の間に申請をされていない方で対象となると思われる方、こちらの方へ再度申請をしていただきたいというような形で文書を出していく予定でございます。少しでもこの給付金の申請を多くする形をとっております。また、国のほうもこれに伴いまして昨年も行っておりますテレビ広告や新聞広告、これは8月ころにやる予定ということで通知が来ておりました。ラジオは随時、ポスター等は各市町村のほうに送付されるということで送付され次第、関係するような窓口等に掲示をしていきたいというふうに考えてございます。昨年みていた人数にいかなかったということで、検証としては3月の議会でも報告をさせていただきましたが、昨年の加算対象者、年金受給者とかそういう方々につきましてはかなりの率で申請はされましたが、加算のなかった方年金を受給していない方の世帯がなかなか申請に至らなかったというような推測ができますので、そちらのほう中心にやっていくことも視野に入れて、先ほどの答弁どおり周知をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） 雇用形態のご質問でございますけれども、こちらにつきましてはしらおいファームさんにも確認したのですが、雇用を募集してもなかなか集まらないというのが今の現状だそうです。それで高齢者事業団がございまして、こちらのシルバー人材センターを活用して事業を取り組むという形になりますので、派遣もしくは臨時職員になろうかなというふうに聞いてございます。

○議長（山本浩平君） 吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 臨時給付金の支給が8月から発送して9月からの開始をされて来年の2月までということなので、今の話を伺いましたら二重三重の申請をしない人がいないような形を今つくられるということで、本当にもらえるべき人がもらわないでいるということがないような形に進められるということなんですが、他市町村の中でこの臨時の福祉給付金と合わせて、このお金がプレミアムつきの商品券に連動できるような形をとっている自治体があるんですね、それは6,000円を足して1万円にして買ったらまた1,000円分の買い物が余分にできると。そういった形で進めている自治体もあるんですが、その辺をどのように子供の給付費が子供用になっていると思うのですが、このプレミアムつきの商品券の連動ということはお考えになっていたかどうか、その辺を伺いたいと思います。それと雇用の関係、現場で働いている方々から聞いていました。人が集まらなくて大変困っているということで、今度また12人の雇用があることで、雇用できるのは大変うれしいことなんですが集まるのかなとちょっと不安があると同時にこういう雇用の場に正規採用を考えていただくことで、若い人たちがそこにとどまってもらえるといったような、そういった形が少しでも結びつくような進め方をしていただけられないものかなというふうに考えるのですが、その点伺います。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 臨時福祉給付金の関係でございます。今年度のプレミアム商品券を白老町におきましてもやるということで連動ということになると、なかなか難しい部分もあります。ただ今うちのほうで福祉商品券の助成事業というのを考えてございます。こちらのほうについま

しては、町民税非課税の世帯に1冊ということで考えてございますので、それ以外にこちらのほうも課税状況等を見ることもあるものですから、これもやはり周知ということで申請をしていただく必要があるもので、こちらのほうも先ほどの福祉給付金と同じような周知の方法というのが考えられるかと思うのですが、そちらのほうは、こちらの申請があつて非課税であれば、担当のほうから商品券を送るような形で考えております。そのほか世帯として、臨時福祉給付金を利用して購入するということになりますと、プレミアム商品券の時期といたしましては、大体使用期間が確か2月だったと思うのですが、申請を早目にしていただければこのプレミアム商品券の購入するということができますので、その辺周知の方法も連動という言葉ではないにしても、こういう事業があるというような形で考えていくということがいいのかなというふうに思いますので、この辺はちょっと検討して、できるだけ多くの方が買っていただけるような形をとっていきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） 吉田議員のご質問でございますけれども、雇用の確保につきましてなかなか今難しい現状というのがございます。事業者等にもこの事業は大体来年の28年7月から本格稼働ということになりますので、それまでの間に雇用者等を探していくということになろうと思っておりますが、今現在ではシルバー人材センターのほうに雇用の確保をお願いしているという状況になってございます。合わせましてこちらのほうも事業者のほうになるべく雇用していただく時には正社員ということをお願いをしていきたいという考えでございます。ただしこれは事業者との事業経営もありますのでなかなか一概に難しいかもしれませんけれどもそちらにつきましては、こちらのほうからその形をお願いをしていくという形をとりたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員

○11番（山田和子君） 11番、山田です。11ページと13ページにかけて委託料ですが、臨時福祉給付金システム構築業務委託料ですが、これは前回と同じ事業でありますけれども、やはり同じようにシステム構築に委託料が発生する理由をお聞かせ願います。

○議長（山本浩平君） 長沢健康福祉課長。

○健康福祉課長（長沢敏博君） 昨年からはじめました臨時福祉給付金及び子育て世帯の特例給付金のシステムでございます。システムとしては2つの課でやっていますがシステムは1つのもので共用して使っております。昨年やったシステムというのは原則単年度の給付事業という形でのシステム構築だったものですから、今年度につきましては消費税が何らかの形での別な税制改革によって助成等ができるような構築ができれば、この臨時福祉給付金制度というのは基本的にはなくなるものですから昨年度は昨年度だけということで、今年度の給付金のシステムにつきましては昨年度構築したシステムを有効利用する、例えば口座情報とかそういうものを有効利用して新たに構築するという形でどうしてもシステムは再構築の必要性が出てまいります。また、昨年加算がありました臨時福祉給付金については今年度につきましては臨時福祉給付金の加算というのがなくなったことによってシステム変更というのが大ききところが出てまいりますので、新たな構築という形で今年度システムの構築の委託料の増額を補正させていただいているしだいでございます。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。
これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。
これをもって討論を終結いたします。
採決いたします。

議案第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 1 号）を提案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。
よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 5、議案第 2 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは議の 2-1 をお開き下さい。議案第 2 号白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 4 月 27 日提出。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。改正条例の内容につきましては、後ほど議案第 2 号説明資料でご説明いたします。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の白老町国民健康保険税条例（以下、「新条例」という。）の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 新条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次に、議の 2-2 をお開きください。議案説明でございます。地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表でございます。第 19 条の改正内容につきましては、1 ページの議案第 2 5 号

を説明資料によりご説明いたします。1ページの説明をいたします。このたびの改正内容につきましては、低所得者に対する保険税軽減措置の拡大でございます。国民健康保険税については、加入世帯の総所得に応じて7割、5割、2割の軽減を受けることができますが、今回の改正により、5割と2割の軽減について軽減の基準所得額を引き上げることで、軽減世帯の拡大を図るものでございます。5割軽減の拡充につきましては、被保険者1人につき加算額を24万5,000円から26万円に1万5,000円増額することにより軽減対象となる所得金額が引き上がるものでございます。2割軽減の拡充につきましては、被保険者1人につき、加算額を45万円から47万円に2万円増額することにより軽減対象となる所得金額が引き上がるものでございます。以上のような内容により改正するものでございます。

次に、2の対象世帯・影響額についてご説明いたします。改正後の対象世帯という保険税軽減の影響額につきましては、平成26年度当初時点でのデータをもとに推計したものでございますが合計で世帯数104世帯の増、影響額は196万円の増額となる見込みでございます。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、3の改正前と改正後と比較した軽減判定所得の計算で2例についてご説明させていただきます。夫婦2人世帯での現行と改正後の軽減判定の計算例を記載しております。具体的な軽減判定の計算は記載のとおりでありますので詳細な説明は省略させていただきます。例1では夫婦2人世帯、世帯の総所得金額83万円で現行であれば2割軽減の対象が改正後では5割軽減の対象となるものでございます。例2では夫婦2人世帯、世帯の総所得金額125万円で現行では軽減対象外でしたが改正後には2割軽減の対象となるものでございます。以上で議案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 財産の所得について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第3号 財産の取得についてを議題に供します。提案の説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議案第3号の前に説明の前に大変申しわけございません。この提案書の中の5番目契約の相手方、北海道市町村備考資金組合とございまして、市町村備考の考がちょっと誤りがございます。これは荒れるという字でございます。大変申し上げません訂正よろしく願いいたします。続いて説明をいたします。議案第3号財産の取得。次とおり財産を取得するものとする。

平成27年4月27日提出。白老町長。

1 取得する財産（物品）

品名	台数
パーソナルコンピューター	31台
モノクロレーザープリンター	3台
インクジェットプリンター	1台

- 2 取得予定金額 711万7,200円。
3 取得の目的 役場職員用コンピューター機器等の更新
4 取得の方法 防災資機材譲渡事業に基づく譲渡
5 契約の相手方 札幌市中央区北4条西6丁目 北海道自治会館内
北海道市町村備荒資金組合
組合長 田岡克介

でございます。今回の財産の取得につきましては、北海道備荒資金に組合からの防災資機材譲渡事業を活用するものでございます。備荒資金組合が一旦購入し、のち町村が譲渡を受けその代金と利息を付して5年間で支払う事業でございます。この事業につきましては当初の予算で債務負担行為を31年度までとらせていただいている事業でございます。コンピューターの購入は地元業者さんを使用しまして、この本会議の議決を得た後に備荒資金組合さんと町内のこの取得した業者さんとの本契約を行う事業でございます。その後町村が5年間でこの金額を支払っていくという事業でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。今課長の言われたとおり話の内容はわかったのですが、白老町にとって何かメリットがあってこういう流れになるのか。備荒資金組合を通して間に入ってもらって譲渡してもらうのはいいけれども結局はお金を払うのですよね。何かメリットがあってこういったやり方になっているのかどうか、その辺の話を聞かしてもらえればと思います。

○議長（山本浩平君） 安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） この事業につきましては従来この備荒資金組合の事業資金を使って購入しておりますが、このたび700万円を超えたということで財産の取得で提案させていただいていますが、本来はこれ現金で通常買えるような事業でございますが、備荒資金組合を通しますと低利な金利で借りることができます。まだ本年度の金利は決まっておられませんけれど、去年は0.2%ということで本来は他リースメーカーではそういう利息では借りられないということで、そのような非常に低利な利息で借りられるというなメリットがあるということで、備荒資金組合を活用させていただいているというのがこの事業の主旨でございます。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑のあります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 財産の取得について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第7、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 報告第1号でございます。専決処分の報告。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成27年4月27日提出。白老町長。

次のページをお開きください。報告1-2でございます。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（昭和20年条例第51号）第8条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日専決。白老町長。

平成26年度白老町一般会計補正予算（第12号）。

平成26年度白老町の一般会計補正予算（第12号）は次の定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億2,487万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。続きまして、報告4ページ5ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては記載のとおりでございます。歳入歳出事項別明細書につきましては歳出からご説明を申し上げます。8ページ9ページをお開きください。14款諸支出金、1項1目基金管理費、各種基金積立金172万3,000円の増額補正でございます。積立金として財政調整基金に苫小牧信用金庫様からこのたび地方創生の財源ということで寄附をいただきまして、特定目的基金にするなど項目がございませんのでとりあえず財政調整基金に積み立てを行い27年度で繰り行って事業を執行したいと考えております。

次に、社会福祉基金積立金10万円の減額でございます。これにつきましては26年当初より社会福祉基金の予算として計上しておりましたが社会福祉基金としての寄附はございませんでしたので、減額をすることといたします。

次に、文化振興基金積立金2万3,000円ミュージックオフィス宮澤様、登別市の方でございますけれども虎杖浜の歌謡際の収益金ということで2万3,000円をご寄附いただきました。それにとまって文化振興基金に積み立てるものでございます。

次に、白老町ふるさとGENKI応援寄附金基金積立金80万円につきましては、本年度3月議会のほうで寄附金の補正をさせていただきましたがその後におきまして、最終的に寄附をいただいた金額でございます。その総額が2,236件となりまして総額3,211万2,000円の間額となっております。以上積立金については全額寄附金でございますので歳入のほうの説明は省略させていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第8、報告第2号 専決処分の報告についてを議題に供します。提出者からの説明を求めます。

南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 報の2-1をお開きください。報告第2号専決処分書の報告について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年4月27日提出。白老町長。

次に、報の2-2をお開きください。専決処分書。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、白老町議会会議条例（昭和20年条例第51号）第8条の規定により町

長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日専決。白老町長。

白老町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例。白老町税条例等の一部を改正する条例（平成 26 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。改正条例の内容につきましては後ほど説明させていただきます。附則。この条例は、公布の日から施行する。

次に、報の 2-3 をお開き下さい。議案説明でございます。地方税法の一部を改正する法律が本年 3 月 31 日に公布され、原則として同日から施行されたことから、専決処分により改正したものであります。改正内容につきましては、報 2-4 の次のページの報告第 2 号説明資料で説明させていただきます。地方税法等の一部を改正する法律は今年 3 月 31 日公布、同日から施行されましたが改正のうち軽自動車税の二輪車等に係る税率の引き上げ時期を平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日に 1 年間延期する経過措置により、平成 26 年 6 月議会で議決いただいた白老町税条例等の一部を改正する条例の一部を本年 3 月 31 日施行で専決処分により改正したものでございます。軽自動車税の税率引き上げ 1 年延長の対象となる二輪車等は記載のとおりでございます。改正内容でございますが、二輪の 50cc 以下で平成 27 年 4 月 1 日施行で車税 2,000 円が経過措置により平成 27 年度は 1,000 円の車税となり、平成 28 年度からは 2,000 円の車税となるものでございます。ほかの二輪車等につきましても記載のとおり同様の内容となりますので説明を省略させていただきます。二輪車等の税引き上げ 1 年延期に伴う税収の影響額につきましては課税対象台数 531 台、影響額約 66 万 8,000 円の減額が見込まれるものでございます。以上で議案の説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第 2 号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第 3 号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 9、報告第 3 号 専決処分の報告についてを議題に供します。提出者からの説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 報 3-1 をお開きください。報告第 3 号専決処分の報告について。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 4 月 27 日提出。白老町長。

次に、報 3-2 をお開きください。専決処分書。地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、白老町議会会議条例（昭和 20 年条例第 51 号）第 8 条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成 27 年 3 月 31 日専決。白老町長。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。改正内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

附則。

（施行期日）

1 この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は平成 27 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 26 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次に、報 3 - 3 ページ議案説明でございます。地方税法施行令の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されたことから、専決処分により改正したものであります。改正の内容につきましては、報 3 - 4 の次のページの報告第 3 号説明資料でご説明させていただきます。3 月会議の中で 3 月 13 日開催の全員協議会におきましてこの専決処分をさせていただく内容につきましては、既にご説明しておりますが資料で若干説明させていただきます。改正内容につきましては、改正前と比較して課税限度額 81 万円から 85 万円に 4 万円引き上げられたということで内訳につきましては記載のとおりでございます。対象でございますが国保に加入している約 3,900 世帯のうち、57 世帯と見込んでおります。世帯状況にもよりますが 3 人世帯で課税所得が 915 万円以上の世帯について限度額の 85 万以上に該当する見込みであります。改正後の国保税の収入でございますが合計で総額 98 万 6,000 円の増額を見込んでおります。内訳につきましては記載のとおりでございます。以上で議案説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第 3 号はこれをもって報告済みといたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

議長より念のため申し述べておきます。明日 4 月 28 日から 6 月 30 日までの間は休会となっておりますので、ご承知願います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前 11 時 00 分）